

会計における「持分」の観念について

木村重義

I

「このごろ会計学の文献において「持分」という語がしばしばあらわれる。それがどのような意味においてもちいられているかについて一概に言えず、特定の論者においてはともかく、文献一般においては多義の語であるようにおもわれる。本稿は、この「持分」について、広くかつ詳しく論ずることはさしおいて、この語を用いるとするならば、有意的であろうとおもわれるばあい、私見において、指摘することを意図するものである。また、そのような論述を通じて、財務会計の本質をあきらかにする試みの一端としようとするのである。

まず当然に注意されることは、貸借対照表が表示するところ、あるいは、会計記録そのものの基本的な対象をとらえたところとして、

assets = equities あるいは 資産 = 持分

という関係が述べられているばあいがしばしば見られることである。このばあい、資産というのは、貨幣・物財および債権とその他、前払費用や繰延資産をふくむ、要するに貸借対照表、資産の部における諸項目をいうとみられ、持分は、貸借対照表における、勘定形式のものについていえば、貸方諸項目を指すとみられるはずである。そこでは「持分」はひろい意味の概念である。

資産の総計は持分の総計にひとしいと言うばあい、たとえば、負債および資本はそれぞれ持分の第一次分類項目であるということがふくまれる。そして、負債と資本とはいずれも持分であるということにおいて共通であるこ

と、しかし、それぞれちがった種類の持分であることを、当然、意味しているはずである。そうすると「持分」とはなにであるか、負債と資本とに共通なものはなにであるかが、あきらかにされなければならないことになる。

「持分」あるいは“equity”は、また、しばしば「請求権」あるいは“claim”と言いかえられることがみられる。それで、負債と資本とは、企業に対する外部者のなんらかの請求権を、それぞれ、あらわしているという見方が、このばあい問題になるのである。負債が企業における債権者の債権という請求権をあらわすことは疑問の余地がないので、問題は、事実上は、資本が企業においてだれか外部者の請求権を意味するかということに存するとかんがえられる。

個人企業のばあいを例にとると、資本は、しばしば「所有者勘定」を意味すると言われてきた。その関係では、「債権者勘定」を意味する——それがまさに「貸方」の意味でもある——負債とよく対応するが、それにしても、「所有者勘定」は企業における外部者の持分あるいは請求権を意味するとみられるであろうか。内部者もなにかの意味で持分あるいは請求権をもちうるか。内部者と外部者との区別がこの関係で必要であるかなどの問題が解決されなければならない。そうするとまず、会計は、だれの立場でおこなわれるか、また、そもそも、どのような目的でなにを記録するものであるかという問いが、前提として、答えられていなければならないであろう。

II

会計は計数的記録の一つのばあいであるが、特定の対象について貨幣額をもちいてする計算・記録であることは、いわゆる貨幣コンヴェンションとしてみとめられているところである。その対象はなにであるかについて、やや狭く表現すると、会計は、財産をその構成部分において記録するものであると言うべきである。財産 (Vermögen, property) の構成部分は、積極的すなわちプラスの要素として資産 (aktive Vermögensteile, Aktiven, assets)

と消極的すなわちマイナスの要素として負債 (passive Vermögensteile, Passiven, liabilities)とからなり、その差引総額は純財産 (Reinvermögen, net worth) である。このように述べることは、負債と資本との異なる点を取りだしたことになるが、もし一面に両者の共通点があるとして、差異点と共通点とがあることはすこしもさしつかえない。

純財産の大きさは、資産と負債との大きさから受動的にきまる。それが、収益・費用あるいは利益・損失によって増減するばかりだけでなく、増資や減資によって増減するばかりも、それは資産と負債との増減によって認識・計測されるのである。会計の対象が資産と負債とであるというばかり、もちろん、それは増減変化しつつあるところの資産と負債とであり、資産・負債の増減の或るばかりに収益や費用が捕捉されることをふくめて言うのである。つまり、会計の対象が資産および負債であるというばかり、その総計である資本も、その対象であることはもちろんで——複式簿記を前提として、そのほかはありえない——さらにまた、損益計算がおこなわれることも、必然的である。資産および負債の増減のうちに利益・損失は必然的に生じているからである。

会計、ことに財務会計の目的は年度利益の算定にある。また、その年度利益は、企業が一会計期間中に獲得した分配可能利益を意味するということは強調されなければならない。このような会計の目的は、会計についての計算・記録をおこなうひとの目的意識に関係があることは当然であるが、仮りに計算・記録者の意識がそこに存しないばかりでも、おこなわれている財務会計の計算・記録の性格を観察すると、それは損益計算であり、しかも、分配可能利益の算定である。計算の手続き・機構・機能から、そのような意味の計算であると認識せざるをえないのである。

損益計算の簿記的機構をみると、利益が資本の増大分としてとりあつかわれていることは事実である。たとえば、原価50千円の商品を60千円の代金で掛売りしたばかり、

(借方) 売上原価 50千円 (貸方) 商品 50千円

(借方) 売掛金 60千円 (貸方) 売上 60千円

と仕訳するのであるが、その「売上原価」および「売上」の両勘定は、それぞれ費用および収益の勘定であって、それらは動態資本を記録するものである。この両勘定の差額計数を記録する「売上利益勘定」あるいは損益計算書の項目「売上利益」の意味するものも動態資本であり、営業費、営業外収益・営業外費用もまた同様である。

年度の純結果である純利益の計数は、一面、動態資本の大きさをしめすとともに、他面、静態資本への附加分として、一つの静態計数でもある。これは、個人企業のばあいには、静態資本のいわば親勘定である「資本金勘定」あるいは「営業主勘定」へ併合される。ところで、もし、「資本金勘定」が、「借入金勘定」とおなじように、負債を意味して、資本概念が負債概念と別のものでないとしたら静態資本の観念はなくなる。しかし、そのばあいも、損益計算がおこなわれ、またその重要性がみとめられるかぎり、動態資本の観念は存在し、機能せざるをえないのである。つまり、仮りに在高記録には資本観念は不要であるとしても、損益記録には資本観念、動態資本観念はおこなわれたいではおかないのである。

資本観念はもともとまず静態資本観念として存在したのであり、現代においても、やはり、それは存在し、機能しているのである。資本観念において、静態資本と動態資本とが対照的に存在するとみとめることこそ、複式簿記の本質観である。

Ⅲ

企業に対する資本提供者の立場と債権者の立場とはあきらかにことなる。いま企業会計が問題になっているのであるが、企業の立場から見ると、資本と負債とは大いにことなる。企業は負債を一定の期日に返済しなければならないことは常識であり、資本の一定額をあらかじめ了解されている時に、

「返済」しなければならないということはない。資本提供者と債権者とは、それぞれに自分の立場を知っており、他のひとの資格とことなることをも充分に知っている。

個人企業、すなわち単独あるいは数人の個人共同でおこなう企業においては、営業者は自分の資金を企業経営のために投下し、自分で、あるいは代理者をもって、経営をおこなう。このばあいには、所有者-経営者は企業において内部者であり、債権者は外部者である。資本と負債とは、一方は内部者のインタレストを、他方は外部者のインタレストを意味するが、会計項目として「資本」と「負債」とがことなることは、所有者-経営者の目から見ても、債権者の目からみても当然である。

法人企業である会社、ことに株式会社においては、株主は企業経営にとって外部者である。このばあいには、重要な関係者として法人そのものがあり、経営の執行者としての経営者すなわち取締役がある。個人企業であったならば、所有者であるのであろう株主が会計項目としての「資本」を見る見かたは、法人企業のばあいにはあきらかにことなる。会社が「資本」を見る見かたも、個人企業のばあいは所有者-経営者が「資本」を見る見かたとちがうのである。このことについては、なおのちに述べるが、個人企業と会社企業を通じて、「資本」は利益の最終負担者であることが、「負債」との基本的な相異の存するところであることは、まず強調されなければならないのである。

利益の最終負担者という言葉はたしかに奇異であるが、反転して、損失が生じたときのその最終負担者であることと問題は共通である。さきにのべたように簿記的にそのようなかたちで記録がおこなわれるというばかりでなく、その基礎として、制度上、企業の損益を究極的に負担する実体がなければならず、それはつねに財産所有者である。それで、財産所有者の所有権の純額 (net amount) の計算記録が企業の利益・損失の——計算のためには、必要でないとしても、すくなくとも——記録のためには欠くことができない

のである。

仮りに、借入金に対する利息の支払が利益分配として処理されたにせよ、分配の対象となる利益は借入金そのものの増大として、経営成績にしたがって生ずるものではない。それは利益による資本の増大分の分配としてしかおこなわれえない。同時に、論者が他のどのようなことを言おうとも、年度利益がないばあいでも、借入金利息については未払利息の債務をまぬかれなない。借入金利息が利益分配として支払われるとかがえることは無意味である。他方、資本提供者への利益分配について、それを費用としてあつかうことは、それ自体は、実は、さしたる不都合はない。そのような費用をさしひいた後になおどれほどの損益があるかという損益計算は「資本勘定」を親勘定としておこなわれるのである。つまり、利息支払と利益分配とはそれほどちがわないとしても、借入金と「資本」とは根本的にあい異なるのである。

もちろん、上にのべたことは、資本提供者が利益の引出しあるいは分配を受取ることについて、それを企業がわは費用としてとりあつかい、したがってまた、債務としてとりあつかうべきであると言うのでは決してない。なによりも、そのようなことは事実としておこなわれておらず、現在の制度を前提としておこなわれえない。いずれにしても、損益は企業の能力と危険とを表現するもので、資本提供者の受取る報酬が、制度上、貸付金利息とおなじように確定債権であるなら、現在とことなる前提に立つことになる。もっとも、資本提供者が企業経営に提供した出資金は、それが貸付金とことなるかぎり、返済の約定はないであろうから、企業がわでは「借入金」と「受入出資金」とを区別しなければならない理由は存する。強調されるべき点は、損益計算がおこなわれるがぎり、企業が獲得する利益の計算においてこそ資本概念を必要とするというのがわれわれの思考方式になっていることである。

IV

貸借対照表貸方の表示するところを「持分」の種類であるとする説明は、

主として会社企業のばあいを念頭におくものであろう。個人企業のばあいには、貸借対照表貸方の表示は負債と所有者の出資の現在価値とであり、このばあいでも、債権者持分と所有者持分という観念がありうるかもしれないが、企業経営の資金源が借入金と営業主の出資とのそれぞれいくばくからなっているかの表示という意味ならば、そのかぎりでは「持分」概念よりは、「資本」または「資金」概念のほうが適切であろう。

個人企業のばあいはともかくとして、会社企業の貸借対照表において典型的に「持分」論が問題になるとおもわれる。個人企業のばあい所有者・経営者という一人格であったものは、株式会社のばあいには、会社と経営者と株主の三人格にわかれる。株主は、まず、経営外部の人格となり、財務諸表という報告書を作成するがわでなくて、受領するがわである。それと同時に、株主ではなくて、会社が企業経営のための諸財産の所有者であることはあきらみである。株主の地位が、会社財産の所有者ではなく、外部の利害関係者であるということが、いちおう債権者とならんだ「持分」保持者であるかのようにおもわせることにもなる。たしかに、負債は債権者の「持分」を、資本は株主の「持分」をあらわすということが、むしろ常識的であると言われるのである。

会計項目の意味は、特定の勘定計数あるいは財務諸表計数がどのような意味をもつかということにある。負債は、それだけの金額が将来、債権者に返済されなければならないことを意味する。もっとも、まったく厳密には、債権としては将来、特定のときに返済されるべき金額の現価 (present value) がしめされるべきであるが、一般には、それほど厳密にはおこなわれていない。ただ、社債の割引発行のばあいには、むしろそのような厳格な価額づけがおこなわれうるのである。負債一般は、将来返済されなければならない金額がしめされる場所にその意味がある。この記録はだれの立場からおこなわれようとも、その金額にかわりがない。もちろん、それが債権者のがわの記録としておこなわれるときは、その帳簿において、債務者である企業の借

方勘定に、借手の企業がわの記録においては債権者の貸方勘定にあらわれることについての差があることはいうまでもない。

資本が企業財産の所有権に関連することはどのばあいにもかわりがない。しかし、このばあい「資本」項目の計数が所有権の価値、あるいは財産の価値をあらわすとは早急に言いえない。「資本勘定」の計数を所有権の価値として、所有者が所有権を、あるいは全財産を手放すときは、その価額で売却しうる計数ではなく、また、その価額で譲渡しようとする計数でもない。さらに、通常の会計記録は、そのような価額を計算し表示する必要もない。継続企業 (going concern) の前提の意味がそこに存する。それで、資本が企業財産の所有権をあらわすというのも、名目的な意味のものである。会計は、所有権の価値を計測するために「資本勘定」を保持するのではなく、利益の計測のため必要なものとして保持するのである。

かくて、「資本勘定」は、静態資本および動態資本を総合して、企業の利益の計測のために必要な勘定であるとしてもちいられる。利益の獲得の記録と、その企業外への分配の記録とにやくだつというわけであるが、個人企業の会計において、後者の、利益の企業外への分配の記録にやくだつという点はずいぶん漠然としている。個人企業においては、所有者すなわち出資者は、利益ばかりでなく出資金をも引出しうるので、引出しうる限度の設定ということについて「資本」項目の記録は、ほんとうは、やくだたないのである。もし、所有者が企業からその「資本」項目の計数の総額を引出したとすれば、その結果は、実質的に、ちょうど負債金額に相当する資産だけがのこるとはかぎらず、それ以上あるいは以下の価値の資産が残存することになるであろう。

それゆえ、企業財産に対するだれかの請求権を意味するものとして「負債」および「資本」の項目をならべてみることは、要するに、両者はその性格上つりあわない表示になるのである。

V

会計上の金額は、その特定の金額が現在および将来どのような意味を有するかという事実に関連する。多くのばあい、金額は過去の取引と関連していることは否定されるべくもなく、負債は、たいてい、過去に借入れをおこなった当時、受取った金額において記録されているであろうが、特定の貸借対照表上の負債の意味は、将来返済されるべき金額の現価でなければならない。このことは、すべてのばあいに、かならずしも厳格におこなわれてはいないが、資産および負債、したがって資本についても、理論上、当然に期待される。たとえば、売掛金について、貸倒れを見積って減額するのは、将来回収される金額でそれを表示するためである。

個人企業における「資本勘定」または営業主の人名勘定は、それに当期の利益の金額をふりかえる以前の金額においても、その後の金額においても、その特定の意味を理解することは容易ではない。それは営業主が資本を引揚げうる限度をしめしたものと見られるかもしれないが、資本の全額の引揚げは、継続企業的前提に反して、決算会計が予想しなければならないことではない。利益の引出しおよび資本の部分的引揚げは、有りうることであるが、その限度をしめすことは事実上困難である。ただ、毎期の利益を限度としてのみ営業主は引出すことができると了解されているばあいには、その年度利益はいちおう特定の意味をもちうる。——年度利益の静態資本としての意味については、このように言うべきであるが、そのほか、動態資本としての年度利益の意味は大きく、企業の年度の経営活動の結果をしめすものであることはいうまでもない。

会社企業、ことに株式会社企業においては、株主はもはや会社の財産の所有者ではなく、法人である会社自体が所有者である。法人が財産を所有するという擬制から、株主が会社の財産の所有者であるという自然の状態にかえるのは会社の解散のときであり、継続企業的前提のもとにおいては、株主の

出資金——会社の法定資本と法定準備金——はいわば拘束された基金として恒久的に維持される。わたくしはこれを「企業基金」とよんでいる。これについては、平常の状態において、株主は、会社に対して格別の請求権をもたない。

会社会計上、企業基金と厳密に区別して記録される留保利益——利益剰余金——は株主にとっていっそう身近なものである。これは、制度上、配当可能の金額であり、株主にとって請求権がある。もっとも、株主にとって「配当可能」であるところの留保利益を現実の配当にもたらすためには、株主総会の議決がなければならないし、会社の財務政策上、利益の内部留保を大いに望ましいものとするであろうから、株主も留保利益の全部の現実の払出しを受けることをかならずしも期待しないであろう。しかし、留保利益が、その意味で、株主の「持分」に属することはあきらかである。

株式会社の貸借対照表上、資本の部の合計金額を一つにして、その意味をかんがえることは、純財産ということより以上に積極的に規定できない。それ全体を株主持分であるとするのは、継続企業の前提のもとにおいては、ほとんど無意味である。会社においては、個人企業の所有者・経営者は、株主・会社・経営者の三人格に分れるということはすでに述べたところであるが、企業基金はいわば会社の「持分」であり、留保利益は株主の「持分」である。「持分」という言葉の国語としての表象は、一つの計数を数個の請求権に分割するばあいのそれぞれの割当て分を意味するであろう。このばあいは、純財産の計数は、究極的に、一部は企業自体のもの、他の一部は株主のものであるということの意味する。

留保利益についてこれを株主持分であるということは、「持分」という語の用語については比較的適切である。企業の負債を「債権者持分」と称することは、それを単純に「負債」とか「債務」とか称することにくらべて、すこしも事の本質の究明を進めた結果の表現にならない。企業基金についてそれを「企業自体の持分」ということは、純財産の金額を二つの「持分」に分

割するということでは、いちおうの意味があるが、企業基金は「企業基金」と規定するだけで充分で、会社が自分の財産の一部に「持分」があつたということは事態を明白にする命題でなく、むしろ不明確にするものである。

会社は、株主や債権者など外部の利害関係者に対して、一定金額の財産を企業基金または基本財産として維持してゆくことを、制度上、義務づけられている。外部に対して維持を宣言している資本金額について、会社自身の「持分」というのは、適切な国語ではない。なお、企業基金のほうを株主持分として、留保利益を企業自体の「持分」と規定する論者があるが、これは、株式の払込みをうけることを企業が債務を負担したのとおなじように見る立場から出たものと解される。企業基金は、企業がその基礎において縮小されるという、正常でないばあいを除いて、株主の請求権の対象とはなりえない。一方、留保利益は、もちろん企業基金の金額とあわせて、負債に拘束されない財産部分——これらの考察を通じて、貸借対照表の貸方部分と借方部分との拘束関係は、金額についての総計上の照応をいうのである——であるという意味では、企業財産の正味額を代表するはずではあるが、株主への配当可能額ということから、法定資本および法定準備金に比して、会社自身が運用するについて、恒久性の資金であるという点では企業基金に一段おとるのである。

VI

「会計主体論」といわれている論議がなにを対象としているかを、わたくしはかならずしも十分に理解できない。それは、会計対象論ではないであろう。会計の対象は、企業の財産——資産と負債、したがって資本——であるとしてもよいであろうし、企業の獲得する期間利益であるといってもよいであろう。利益は、具体的には、財産の増加であり、同時に資本の増加であるから、いずれの命題も事実上かわりないであろう。また、財産の範囲が一企業の所有財産であることもいうまでもないことで、会計単位（accounting

unit) 会計実体 (accounting entity) についての考察はそれに連続した問題である。

会計はだれの立場でおこなわれるかの設問についても、これを「持分」論と切離すべきである。かりに会社の会計について、それを株主の立場から見たものであるとする立場と、会社自体の立場から見たものであるとする立場とが対立的にあるとすると、その差異のゆえに、純財産およびその構成部分についての会計項目の本質の見方がかわるであろうか。たとえば、会社会計は株主の立場において処理されるという理論——これを株主主体説とよぶとして——によれば、法定資本も、資本・利益両剰余金も株主持分を意味し、会社会計は会社自体の立場においておこなわれるという理論——そして、これを会社主体説とよぶとして——によれば、純財産項目およびその構成部分の全部あるいは或る部分には、会社持分あるいは企業自体の持分が存することを意味することになるであろうか。これは複雑な問題となるように見えるかもしれないが、問題設定が正しい立場でおこなわれているとはおもわれない。

もともと会社企業において、企業財産の所有および収益目的のためのその運用については、法制上の規定があり、会計はそれにしたがってなされる。諸利害関係者および関係諸人格——業務執行者および監査人をふくむ——の相互の職能および利害の調整の上に立って存在する会社の会計は、私見によれば、経営者の立場においてなされ、財務諸表は経営者の「責任の報告」(report of accountability) である。それは会社の立場と言ってもよいかもしれないが、それに加えて、経営者——業務執行取締役——の業務執行成果の報告という意味がある。その立場がそれほど個人的・特殊的ではないとおもうが、とにかく財務諸表は特定の経営者が特定の方法で経営した結果の財政状態と年度損益との報告であると言うことに誤りはない。設備資産減価償却の、償却期間をふくめて、償却方法に経営者の経営方針の一端が大きく影響していることを見ても、会社会計の処理が経営者の立場においておこなわ

れると解することが妥当である。このように見ることは、会社会計は会社主体説の立場とか、株主主体説の立場とかにおいておこなわれると解するよりも明らかに適切であろう。

要約すると、会社会計は、いわば経営者主体においておこなわれ、純財産についての貸借対照表報告においては、企業基金として経営者に保障された基本財産と、株主に将来いつでも分配の可能性がのこされている株主「持分」とにわけておこなわれると見るべきであることを、本稿において述べたのである。